

1. 件名：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について

2. 日時：令和4年4月1日(金) 16時00分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁 3階打合せスペース

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

高橋係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、

山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

高浜発電所 運営統括長 他6名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、関西電力から、高浜発電所3号機蒸気発生器伝熱管の損傷に係る現時点における原因と調査について説明があった。

○今回の定期検査期間中において2台の蒸気発生器(以下、SGという)から合わせて3本の伝熱管から有意な信号を検出した。A-SGからは2本の伝熱管について、B-SGからは1本の伝熱管から有意な信号が検出された。

○A-SGの伝熱管のうち、1本は内面からの減肉、もう1本は外面からの減肉を示す信号だった。B-SGの伝熱管の1本は外面からの減肉だった。

○A-SGの外側からの減肉は、前回の損傷※においてスケールが上昇すると想定していた範囲よりも、高い位置で起こった損傷だが、現時点ではスケールが予想より高く舞い上がり外面から損傷させることも起こり得ることだと考えている。

○ストレーナーで回収したスラッジと思われるものの外観からは、前回の損傷の対策として行った薬品による洗浄の効果が表れているものと考えている。しかしSG器内に残留していたスケールによって、外面からの減肉が生じることもあると考えている。

○引き続き調査を継続し、原因が判明したら再び連絡する。

(2) 原子力規制庁より、今後の対応方針については原因が判明したころに決まる旨を伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

※前回の損傷：2020年11月20日に報告があった、「高浜発電所4号機蒸気発生器の損傷について」

6. 資料

・高浜発電所3号機の定期検査状況について(蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査結果)